

1. 業務名

企業主導型保育事業の指導・監査業務に係る専門的財務監査業務

2. 業務の目的

企業主導型保育施設(以下「施設」という。)に対し、実施する専門的財務監査については、公認会計士、会計士補・公認会計士試験合格者・米国公認会計士などの専門的な知見・経験を有する者(以下「公認会計士等」という。)が、児童育成協会(以下、「協会」という。)が策定した財務面の監査に特化した指導・監査基準における専門的財務監査基準に基づき専門的財務監査を行い、施設において助成金の不正使用や不適切な会計処理などが行われていないかを明らかにすることを目的とする。

3. 業務内容等

(1) 専門的財務監査業務の内容

① 専門的財務監査の実施

受託事業者は「(2) 専門的財務監査対象について」に記載の施設向けに「別添 専門的財務監査基準(案)」を用いて、専門的財務監査を実施する。

② 専門的財務監査実施体制について

受託事業者の原則、公認会計士等2名以上により実施することとする。実施前には協会監査員と打ち合わせを実施することとする。

③ 復命会の実施・報告受託事業者は、実地監査について、全施設分の指摘事項を示したものを別紙3に基づき速やかに作成し、協会が別途指定した復命会までに提出し報告すること。なお、最終的な評価決定は、復命会における受託事業者からの報告を受け、協会が行うものとする。

(2) 専門的財務監査対象について

① 専門的財務監査対象施設数

全体で約350施設程度とするが、委託先決定後協会と調整の上変更する可能性があるが、複数の受託事業者による実施を想定しているため、企画書提出する際は、100施設ならびに150施設の実施について金額を算出すること。(別紙6 参考資料：都道府県別施設数を確認のこと。)

② 対象地域

日本全国とする。なお、令和7年度専門的財務監査対象施設については協会が抽出する。

(3) 財務監査研究会への参加

協会において開催される財務監査研究会に参加し、財務監査基準における評価方法の作成や、こども家庭庁が設置する企業主導型保育事業点検・評価委員会(以下「点検・評価委員会」という。)にて提示された課題(別紙2 参照)の解決に関して検討を行う。

なお、財務監査研究会は原則月1回程度を想定している。

(※) 財務監査研究会は、協会に所属する公認会計士、受託事業者の公認会計士等及びその他保育施設の財務監査に関する専門的知見を有する公認会計士等で構成し、開催する予定。――

(4) 企業主導型保育事業点検・評価委員会関係業務

点検・評価委員会に対し、協会が提出する専門的財務監査に関する報告書等の作成を補助する。

(5) 事業実績報告書の提出

事業終了後には、事業実績報告書を令和8年3月末日までに協会へ提出すること。

4. その他留意事項

- ・協会における専門的財務監査業務実施に関するこれまでの経緯については点検・評価委員会 第8回～第18回の資料を参照のこと。
- ・点検・評価委員会にて提示された財務監査に関する課題については点検・評価委員会（第18回）資料(別紙2)を確認のこと。
- ・専門的財務監査対象となった施設への実施日程の連絡については、協会にて手配するため、所要額には含まないこと。
- ・旅費、通信費、印刷費、監査員に対する事業に関連する研修費等を含め本委託業務に要する経費は、全て受託事業者が負担すること。なお、受託事業者の要請に基づき、協会が必要と認めた場合は、その都度委託費の30%以内の額で概算払を行う。(旅費については別途監査先決定後に協会が算出し、提示した概算予算額を入札書様式2参照のうえ、入札金額に含めること。)
- ・本委託業務を遂行するうえで知り得た情報については、守秘義務を負うものとし、この守秘義務は本委託業務終了後も当該業務に従事していた全ての従事者に遵守させること。

以上